

国民健康保険 後期高齢者医療制度

問合せ先：市民保健課国保年金係（東本郷庁舎窓口③） ☎23922



通院の際には医療費限度額適用制度をご利用ください

医療費が高額になった場合、事前に「限度額適用認定証等」を医療機関に提示することにより、医療費の支払が自己負担限度額までに抑えられたり、食事代が減額される場合があります。身分証明書、保険証又は資格確認書と、マイナンバーのわかる物（本人又は同一世帯員以外の方が申請される場合には委任状）をお持ちの上、市民保健課国保年金係（東本郷庁舎 窓口③）で申請してください。ただし、所得区分によっては発行対象とならない場合があります。これらの認定証の更新時期は8月1日となります。

※1 マイナ保険証をご利用の場合、申請の必要はありません。

※2 後期高齢者医療で既に認定証をお持ちの方で、負担区分に変更のない方は自動更新で区分が併記された資格確認書を7月中旬に郵送します。

後期高齢者医療制度の保険料について

保険料率は、医療費や現役世代とのバランスなどを考慮し、2年に一度改定されます。令和7年度の保険料率は以下のとおりです。

	令和7年度
所得割率	9.49%
均等割額	47,000円
賦課限度額	80万円

〈年間保険料の計算方法（①＋②の合計）〉
①所得割額：(前年の総所得金額等－基礎控除額43万円)×9.49%
②均等割額：47,000円（100円未満切り捨て）

後期高齢者医療制度の均等割額の軽減措置

令和7年度は、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得額が引き上げられています。

【均等割額の軽減判定所得基準額】

区分	世帯主及び世帯の全ての被保険者の総所得金額等の合計
7割軽減	基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数 [*] －1）×10万円を超えないとき
5割軽減	「基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数 [*] －1）×10万円＋30.5万円×被保険者数」を超えないとき
2割軽減	「基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数 [*] －1）×10万円＋56万円×被保険者数」を超えないとき

（注）軽減判定所得基準額は、世帯主および世帯の被保険者全員の前年中の総所得の合計です。

※給与所得者等の数とは

一定の給与所得（給与収入55万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））。ただし、公的年金等に係る特別控除（15万円）後は、110万円を125万円となるよう読み替えます。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれません。

被用者保険の被扶養者であった方について

後期高齢者医療保険に加入する前日において、被用者保険（会社の健康保険など）の被扶養者だった方は、資格取得から2年を経過するまでの間、均等割額が5割軽減されます。

後期高齢者医療保険料のおしらせは8月中旬に郵送します

令和6年中の所得に基づき、8月に令和7年度の後期高齢者医療保険料を決定します。4月、6月、8月の年金からすでに今年度の保険料を納付している方は、決定した額から納めた額を差し引いた、残りの額を納めていただきます。

令和7年度の国民健康保険税について

国民健康保険事業は、全国的に段階的な制度改革が行われており、平成30年度に財政運営が都道府県単位に広域化され、国民健康保険税（以下、「国保税」）は県が示す標準保険料率をもとに市が税率を定めます。

令和7年度につきましては、国保制度における受益と支出のバランスを踏まえた段階的な税率改定により、持続的に下田市国保事業を運営していくため、下記のとおり改正されます。

被保険者の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。令和7年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月初旬に郵送します。

区分	課税対象	税率		医療分（75歳未満）		支援金分（75歳未満）		介護分（40歳以上65歳未満）	
		6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度		
所得割	前年中の総所得から基礎控除43万円を差し引いた額	5.8%	5.8%	2.45%	2.45%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
均等割	被保険者1人につき	23,500円	23,500円	9,700円	9,700円	14,400円	14,400円	14,400円	14,400円
平等割	1世帯につき	15,400円	15,400円	6,400円	6,400円	—	—	—	—
課税限度額 （上記3つの合計額の上限）		65万円	66万円	24万円	26万円	17万円	17万円	17万円	17万円

※1 国保税は、医療分、支援金分（後期高齢者支援金分）、介護分（介護納付金分）の3つの区分で構成され、それぞれに所得割、均等割、平等割の3つの項目があります。これらの合計額が国保税（年額）となります。

※2 世帯主及び国保加入者全員の所得の合計が一定規準以下の世帯については、国保税の均等割額と平等割額を減額する軽減措置があります。

8月1日から国民健康保険資格確認書と後期高齢者医療資格確認書が切り替わります

マイナ保険証をお使いの方

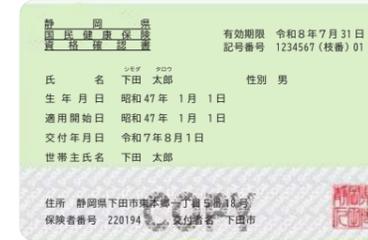
そのままマイナ保険証をお使いください。

「資格情報のお知らせ」を7月中旬に郵送します。

有効期限が過ぎた古い保険証は細かく裁断し、破棄してください。

マイナ保険証の利用登録をしていない方

「資格確認書」をお使いください。



うぐいす色の資格確認書を7月中旬に郵送します。

資格確認書等が届いたら次のことを確認してください。

- ・他の資格確認書等と重複している方はいませんか
 - ・加入者に漏れはありませんか
 - ・転居・転出など住所を異動した方はいませんか
 - ・学生用の保険証等が交付されている世帯の方で、卒業もしくは現在在学中でない方はいませんか
- 上記のいずれかに該当する場合は届出が必要となります。市民保健課国保年金係（東本郷庁舎窓口③）で手続きをお願いします。



新しい証は 橙色 です。 7月中旬～下旬に黄色の封筒で郵送します。

これから75歳になる方には、誕生月の前月下旬に随時資格確認書を郵送します。

後期高齢者医療制度の被保険者の方は、令和8年7月31日までは、マイナ保険証の保有状況に関わらず、資格確認書が交付されます。